



ピッコロのハイが聞きたいな

【第35回】コンビニ受診についてのお話し

【ピッコロ】仙人さま、「コンビニ受診」って言葉をよく聞けど、どうゆうことをいうの？

【仙人】一般的にコンビニ受診とはな、「外来診療をやっていない休日」や「夜間の時間帯」に、救急外来を受診する緊急性のない軽症患者の行動のことを言うんじゃ。

【ピッコロ】仙人さま、コンビニ受診する人はどうゆう理由で受診をするの？

【仙人】例えばじゃな、「平日の日は仕事を休めないから」とか「日中に病院へ行く」と長く待たされるから「やだ」とか「日中は用事があつたから」などの個人的な理由で受診する人が多いの。

【ピッコロ】仙人さま、どうしてコンビニ受診はいけないの？

【仙人】それはな、休日や夜間の時間帯というのは、本来なら重症患者の受け入れを目的としているからなのじゃ。

【ピッコロ】仙人さま、コンビニ受診が多くなるとどうゆう問題があるの？

【仙人】それはな、まず、休日や夜間の時間帯は平日の日中の時間帯に比べて看護師さんの数が少ないのじゃ。だからコンビニ受診の患者が増えると、入院している患者の容体が急変した時の対応や本来見る必要のある重症患者に十分な対応が出来なかつたりすることがあるからじゃ。

【ピッコロ】仙人さま、時間外や休日受診したら窓口負担が違ふと聞いたことがあるんだけど、それは本当なの？

【仙人】そうじゃ。時間外や休日受診すると治療費のほかに時間帯加算がプラスされる結果、本人の窓口負担が増えてしまうのじゃよ。

【ピッコロ】ところで、仙人さま、滝上町では1年間に何人ぐらいの人が休日や時間外に受診しているの？

【仙人】1年前の平成27年度で約600人の人が休日や時間外に受診しているぞ。

【ピッコロ】仙人さま、色々教えてもらってありがとう。

最後に、これからはどんなことに気を付けて受診することが必要なんだろう。

【仙人】そうじゃの。昼間に体調がおかしいな、と思ったら、昼間の診療時間内に受診することじゃな。



後期高齢者医療制度のお知らせ ~保険料軽減の見直しについて~

●保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直し(拡大)されました。

	所得が次の金額以下の世帯	
	平成28年度	平成29年度から(見直し後)
5割軽減	33万円+(26万5千円×世帯の被保険者数)	33万円+(27万円×世帯の被保険者数)
2割軽減	33万円+(48万円×世帯の被保険者数)	33万円+(49万円×世帯の被保険者数)

●保険料所得割軽減の割合が、次のとおり見直し(縮小)されました。

	所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	
	平成28年度	平成29年度から(見直し後)
軽減割合	5割軽減	2割軽減

●後期高齢者医療制度に加入したときに、被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が、次のとおり見直し(縮小)されました。

	制度加入時に、被用者保険の被扶養者だった方	
	平成28年度	平成29年度から(見直し後)
所得割	かかりません	かかりません
均等割	9割軽減	7割軽減

平成29年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。

▶問い合わせ先 北海道後期高齢者医療広域連合 滝上町役場 保健福祉課 保健係
☎ 011-290-5601 ☎ 29-2111 (内232・233)

転居された方は、14日以内に届出を!